

令和4年5月10日（火）開催

令和4年度
第2回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第1回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年5月10日（火）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案 件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地法の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 非農地証明願の承認について
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 ただいまより令和4年4月28日に招集告示致しました令和4年度第2回農業委員会定例総会を開会致します。
皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。
本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。
初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 （～あいさつ～）

事務局長 深井 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します

す。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

3番 野坂時夫 委員、5番 杉山幸進 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし)

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の37筆、面積122,463㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので現地調査を実施いたしました。今回は3件でございます。番号1については〇〇〇に位置しており、現況は原野及び雑木が生い茂ってございました。番号2と3については〇〇〇にあります〇〇〇付近に位置しており、現況は山林となっております。以上の3件は農地への復旧見込みは無く、非農地として回答いたしました。参考に3ページから4ページに位置図、5ページから6ページに現況写真を載せております。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明お願い致します。

事務局 秋田

7ページをお願い致します。

ご説明の前に、本日の議案に係る現地調査は4月27日(水)に農業委員2番青木委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員と濱辺委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件の5筆でございます。申請地についてはすでに耕作している農地を一部と新たに耕作する農地で規模拡大するために売買するものです。番合1の2は、現在別の耕作者が作付けしておりますが、譲受者へ所有権移転することは耕作者も把握済みであります。申請地の位置図は8ページでございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

報告致します。7ページをご覧ください。申請地は〇〇〇に点在しております。現況は1の1及び1の4と1の2と1の3は耕起されており、1の4は牧草が作付けされておりました。全て現況は農地でした。以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの報告について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

議長 長倉

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

9ページをお願い致します。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、令和3年度8月に開催された定例総会にて許可相当とし、令和3年9月13日付指令第1963号で知事より許可を受けていましたが、土地を分筆しなかったため

地上権設定できず令和4年2月21日付で取消がされた案件となります。今回は分筆完了したため再度申請するものであります。申請内容について、転用面積が1,531㎡から1,644㎡へと変更がありましたが、この面積以外の申請内容の変更はありません。また、現地についても、工事の着工や作付けもされておらず、周囲の状況も昨年度の現地調査時と変わらないため現地調査の報告は省略させていただきます。申請地の位置図は10ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明お願い致します。

事務局 秋田

今回の申請は2件でございます。番号1については、相当前から宅地として使用されていたため地目変更をするものであります。番号2については、当初に農地法第3条で売買したいと相談がありましたが、申請地を確認したところ明らかに山林の様相を呈していたため農地法第3条ではなく地目変更の指導をしたものであります。申請地の位置図は12ページから13ページに、現況写真は14ページにございます。また現地調査の結果については担当委員より報告致します。いじょうです。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 橋本

報告致します。11ページをご覧ください。番号1については〇〇〇に位置しており、現況は14ページの写真のとおりです。既に居宅は解体されておりました。事務局で税務課へ確認したところ平成24年から宅地課税であったことを確認済みであります。また航空写真でも確認できました。

次に、番号2については〇〇〇に位置しております。現在は申請地への接続道路は川で遮断され、雑木等でたどり着くことは不可能でした。しかし周囲の状況と航空写真で確認しましたが、農地としての活用実態はなく山林化していると考えられます。

従って、全て農地への復旧は不可能であります。以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉 　　ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。

議 長 長倉 　　質疑なしと認め、これより採決致します。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、まずは番号1から3まで事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 　　まずは番号1から3について説明致します。今回は全て農地中間管理機構での貸借となっております。申請内容は全て利用権の設定を受ける者の規模拡大により、10年間使用貸借で借入れする内容となっております。また、全て基盤法からの切り替えであります。番号1と2は水田、番号3は畑として使用します。申請地の位置図については17ページから18ページにございます。以上です。

議 長 長倉 　　ただいまの説明等について質疑を認めます。質疑ございませんか。
質疑なしと認め、これより採決致します。
番号1から3を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、番号1から3は原案のとおり決定致します。

次に番号4ですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に私、長倉が該当しますので、番号4の審議が終了するまで、一時退席致します。議事進行については、3番野坂会長職務代理者へお願い致します。

（会長 長倉、一時退席。代理 野坂、着席）

代 理 野坂 　　議長を務めます野坂です。よろしくお願い致します。それでは議案第4号の番号4について事務局より説明お願い致します。

事務局 秋田 　　16ページをお願い致します。番号4につきましても農地中間管理機構を活用するものです。申請内容は5年間の貸借で畑として使用します。申請地は貸借履歴がなく、新規契約となります。申請地の位置図は1

9 ページでございます。以上です。

代 理 野坂 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(質疑)

農業委員 菊池 番号4について、私が以前作付けしていたときは、番号4を含めその1面で4筆全てを使っていた。現状も畑の形としては大きい1枚だが、筆は4筆になっている。筆どおりの境目は無い状態であるが、このうち1筆だけの契約で終わりなのか。

事務局 秋田 はい。今回契約についてはこの1筆の契約で間違いないです。今回契約農地の所有者が相続登記を完了させまして、作付け者を探して、契約に至りました。周りについての話は無かったため、単純に1筆の契約だと考えておりました。(1番菊池質疑終了)

代 理 野坂 ただいまの質疑は納得といたします。ほかにごございませんか。

農業委員 杉山 先ほどの質疑について関連事項がありますので申し上げます。
まずこの4筆は、最近は〇〇〇〇が使っていて、現在は全て所有者に返したと確認しています。4筆のうち、今回貸借に挙げられた4番の南側(地図でいうと4番のすぐ下側)を、今は使われていないので所有者と確認して、私が来年から貸借契約をする予定でいます。今年はロータリーと草刈りしている状態です。

事務局 秋田 すると、境界が無いようですが、どういうふうに使われますか。

農業委員 杉山 全く無いわけではなくて、土地所有者がその境界を調べる際につけた印があるので、それを近隣耕作者と土地所有者で確認して分けて使います。

事務局 秋田 分かりました。あと参考までにお聞きしますが、この残りの東側の2筆については何か作付け予定や貸借予定などの話はありませんか。

農業委員 杉山 現状は、そこは〇〇〇さんがロータリーをかけていますので、そのまま借りる予定だと思います。と言っても、長倉さん本人の話を聞いたわけではありません。

(質疑終了)

代 理 野坂

では、ただいまの話はこれで締めます。ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。

番号4を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号4は承認することに決定致します。

番号4の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

(代理 野坂、移動。会長 長倉、着席)

議 長 長倉

以上で本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局 秋田

まず次回総会は6月10日(金)、午後1時30分 この場所で行う予定です。

次に7月総会は、参議院選挙の関係でこの会議室が使えませんので、7月7日(木)に前倒して行います。また近くなりましたら改めて通知いたします。以上です。

議 長 長倉

これをもちまして、令和4年度第2回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年5月10日（火）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩